

# 米国における責任保険契約の 担保可能範囲について

—— 責任保険法リステイトメントを参考に ——

深 澤 泰 弘

---

## ■アブストラクト

米国では、責任保険法リステイトメントが規定するように、防御費用や民事責任については、その発生する原因のいかんを問わず、それらのための責任保険契約は、原則、有効である。ただし、制定法や公序により禁止されている場合を除くという制限が課せられている。この点で、「懲罰的損害賠償」については、多くの裁判所がその責任に担保を提供する責任保険契約を有効とし、直接的な懲罰的損害賠償については公序を理由に無効する立場からも、少なくとも間接的な懲罰的損害賠償については有効であると考えられている。また、「雇用上の差別」を理由とする民事責任については、使用者が代位責任や過失のある監督責任からそのような民事責任を負う場合、原則として、その責任に担保を提供する責任保険契約は有効であるが、例外的に、不当行為者と使用者とを実質的に同視し得る場合や使用者に関与があるといえる場合、公序を理由に責任保険契約の有効性を否定している。

## ■キーワード

米国法、責任保険契約、リステイトメント

---

## 1 はじめに

米国の保険法において、近年の最も大きなトピックの1つは、米国法律  
/ 令和2年9月28日原稿受領。

協会 (American Law Institute, 以下「ALI」という。) により2019年に行われた責任保険法リステイトメント (Restatement of the Law Liability Insurance, 以下「リステイトメント」という。)<sup>1)</sup>の公表であろう<sup>2)</sup>。このリステイトメントについては、作成作業の段階ですでに我が国においても分析・検討がなされており<sup>3)</sup>、論者も作成作業中のリステイトメントを参考に、いくつかの論点を取り上げて、研究を行ってきた<sup>4)</sup>。今回完成し、公表されたリステイトメントは、我が国における米国保険法 (特に責任保険法) 研究の重要な資料として位置づけられ、今後参考にされる機会も増えることになるであろう<sup>5)</sup>。その意味で、完成したリステイトメントの全体を見渡し、どのような論点につき、どのように条文の形で整理されているかといった検討を行うことにも重要な意味があることは間違いない。しかし、そのような検討は別の機会に譲ることとして、本稿では裁判例や研究の蓄積のある具体的な (ピンポイントな) テーマに焦点をあてて、分析・検討を行うこととした。そのテーマとは、リステイトメント45条が取り扱っている責任保険契約の担保可能性の範囲についてである。すなわち、米国において責任保険契約は、どのような責任についてまで担保可能か (保険として担保を提供することが可能か) という問題についてである。

1) The American Law Institute, *Restatement of The Law Liability Insurance* (2019). 以下の脚注ではこれを「RLLI」という。

2) 米国で定評のあるケースブックの最新版においても、その旨の説明がなされている。See, Kenneth S. Abraham & Daniel Schwarcz, *Insurance Law and Regulation Cases and Materials*, at Preface v (Foundation Press, 7th ed. 2020).

3) 梅津昭彦「アメリカ法における保険証券解釈ルールの動向——責任保険法リステイトメント制定企画を契機として——」*保険学雑誌*637号5頁 (2017)。

4) 拙稿「防衛義務の有無に関する判断基準の検討——アメリカ法の近時の動向——」*保険学雑誌*632号147頁 (2016), 同「責任保険者の解決義務に関する一考察」*損害保険研究*78巻2号33頁 (2016), 同「責任保険契約における被保険者等の協力義務について」*損害保険研究*81巻1号53頁 (2019)。

5) そもそもリステイトメントとは何かについては、松浦以津子「リステイトメントとは何か」星野英一・森島昭夫編『現代社会と民法学の動向／加藤一郎先生古稀記念(下)民法一般』495頁 (有斐閣, 1992) 参照。

そこで、以下ではリステイトメントの規定や議論を中心に、関連する裁判例や研究等も踏まえて、この問題について分析・検討を行う。米国において、保険担保を提供できる責任であるか否かの検討の対象になるものとしては、様々考えられているが、本稿では議論の蓄積がある懲罰的損害賠償と雇用上の差別（セクシャル・ハラスメントを含む）を理由とする民事責任について、特に分析・検討を行う。

## 2 リステイトメント45条の概要

### 2.1 条文の構造

リステイトメント45条には、「悪質な過失（aggravated fault）に関連する責任の保険」というタイトルがつけられていて、具体的には次のように規定されている。

#### 45条

- (1) 法や裁判所により示された公序（public policy）により禁止されている場合を除き、あらゆる法的な訴え（legal action）に関連して負わされる防御費用に対して担保を提供する責任保険契約の規定は有効である。防御費用には、刑事手続き、罰金、処罰、または懲罰的損害賠償を求める訴え、そして、犯罪行為、予想どおりにまたは意図的に（expected or intentionally）引き起こされた損害、詐欺、もしくは悪質な過失に関連するその他の行為に関して負わされるものを含むが、それらに限定されない。
- (2) 制定法や裁判所により示された公序により禁止されている場合を除き、悪質な過失から生じる民事責任に対して担保を提供する責任保険契約の規定は有効である。民事責任には、犯罪行為、予想どおりにまたは意図的に引き起こされた損害、詐欺、もしくは悪質な過失に関連するその他の行為を理由とするものを含む。
- (3) 責任保険契約の規定が、本条1項および2項に定める防御費用および民事責任に関する担保を提供するかどうかは保険契約の解釈の問題であり、

米国における責任保険契約の担保可能範囲について

保険契約の解釈に関する従来のルールにより決定される。

以上より、45条では、1項において、防御費用に担保を提供する責任保険の有効性について、2項において、犯罪行為等を理由とする民事責任に担保を提供する責任保険の有効性について、そして3項において、保険契約の解釈に関して規定している。これらの防御費用や民事責任に係る責任保険は、制定法や公序<sup>6)</sup>が明確に禁止しているものでなければ有効であり、このような責任が担保されているか否かは、保険契約一般に適用される解釈原則に従うものとなる。本条3項が扱う米国における保険契約の一般的な解釈原則については本稿では取り扱わないので<sup>7)</sup>、以下では1項および2項の事柄について検討を行う。

## 2.2 防御費用に対して担保を提供する責任保険

被保険者により損害を被ったとされる第三者（被害者）が被保険者に対して責任追及の訴え（裁判に限定されない）を提起したとき、被保険者は防御

---

6) 米国における公序（public policy）については、梅津昭彦「生命保険者免責における公序——アメリカ法における Public Policy を参考として——」東北学院大学論集法律学51・52号63頁（1998）参照。

7) See, e.g., David B. Goodwin, *Disputing Insurance Coverage Disputes*, 43 STAN. L. REV. 779 (1991), Kenneth S. Abraham, *Judge-Made Law and Judge-Made Insurance: Honoring the Reasonable Expectations of the Insured*, 67 VA. L. REV. 1151 (1981), Robert H. Jerry II, *Insurance, Contract, and the Doctrine of Reasonable Expectations*, 5 CONN. INS. L. J. 21 (1998), Jeffrey W. Stempel, *Unmet Expectations: Undue Restriction of the Reasonable Expectations Approach and the Misleading Mythology of Judicial Role*, 5 CONN. INS. L. J. 181 (1998), Peter N. Swisher, *A Realistic Consensus Approach to the Insurance Law Doctrine of Reasonable Expectations*, 35 TORT & INS. L. J. 729 (2000). 米国における保険契約の解釈原則（作成者不利の原則や合理的期待原則など）についての我が国の研究文献として、梅津昭彦「アメリカ法における保険証券の解釈」東北学院大学論集法律学47号156頁（1995）、梅津・前掲注3）18頁、山本哲生「作成者不利の原則について」損害保険研究81巻4号1頁（2020）等参照。

(または弁護)を必要とするが、その場合にかかる費用(弁護士報酬や訴訟費用など)が防御費用である。

防御費用については、原則として、被保険者に対する刑事手続き(criminal proceedings)により発生しようが、保険をかけることが不適法な(担保を提供することが不可能な)民事責任(uninsurable civil liability)に関連して発生しようが関係なく、担保を提供する保険は有効であると考えられており、当該責任保険契約においてそのような防御費用の担保提供が認められるか否かは、保険契約の解釈の問題であるとされている。

刑事手続きに関する防御費用の保険担保が公序に違反しないのは、保険契約により刑事手続きにおける無罪の推定や憲法上保障されるその他の事項について促進されるからである<sup>8)</sup>。

また、後述するように、一定の責任に対しては公序を理由として保険担保が提供されることを否定する立場が存在し、そのような立場からは不当な行為の責任は被保険者自身が負うべきだという主張がなされたりする。これに対して、防御費用の保険担保は当該責任を争う手段を提供するだけで、結果的に負うこととなった財産上の責任を回避するために用いられるものではないから、少なくともこの主張は防御費用を担保する保険に対しては当てはまらない。したがって、多くの裁判所では、一般的に、公序を理由として民事責任そのものに担保を提供することは不可能である場合でも、それに関連する防御費用に担保を提供する保険は有効であると解されている<sup>9)</sup>。

8) D&O 保険は通常刑事に関する防御費用のための担保を提供している。See, Tom Baker & Sean J. Griffith, *The Missing Monitor in Corporate Governance: The Director' and Officer' Liability Insurer*, 95 GEO. L. J. 1975, 1805 (2007).

9) See, Sean W. Gallagher, *The Public Policy Exclusion and Insurance for Intentional Employment Discrimination*, 92 MICH. L. REV. 1256, 1261 (1994). See, e.g., *Andover Newton Theological Sch., Inc. v. Cont'l Cas. Co.*, 930 F. 2d 89, 95 (1st Cir. 1991), *B&E Convalescent Ctr. V. State Comp. Ins. Fund*, 9 Cal. Rptr. 2d 894, 903 (Ct. App. 1992).

### 2.3 民事責任に対して担保を提供する責任保険

以上の防御費用に対して、被保険者に対する損害賠償のような民事責任については、その原因によって当該民事責任に保険担保を提供することが可能か否か（保険担保を提供して良いか否か）について、議論のあるところである。

例えば、犯罪行為（criminal acts）を原因とする民事責任については、公序を理由に一部の責任に対して保険担保の提供を制限するということはあっても、これを包括的に、公序を理由に禁止してはいない。したがって、裁判所は必ずしも犯罪行為を原因とする民事責任のための保険を無効とするわけではなく<sup>10)</sup>、裁判所が、民事責任が犯罪行為を原因とするため当該責任に保険担保を提供することは認められないと判示するのは、(1)保険契約に犯罪行為から生じた責任についての免責規定が存在する場合と、(2)故意による損害を伴う犯罪行為である場合のどちらかに該当する場合であるといわれている<sup>11)</sup>。

公序を理由として保険担保の提供を制限すること（すなわち、そのような責任に対して保険担保の提供を行えないようにすること）の目的は、モラル・ハザードの防止にあるとする見解があるが、そのような責任の原因となる犯罪行為には処罰（刑事罰）が存在し、それが十分な抑止機能となる（民事責任を課すことよりも）ので、モラル・ハザードの発生という懸念は減少する。したがって、犯罪行為を原因とする民事責任に保険担保を提供することを包括的に禁止する必要はないものと解されている<sup>12)</sup>。

また、かつては、道徳的に非難される行為（morally offensive acts）については責任保険契約による保険担保の提供を制限するべきであるとする先例も存在していたようであるが、近年の裁判所はその反対の立場をとっている。このような場合に保険担保の適用が禁止されることになると、不当な行為の

---

10) Gallagher, *supra* note 9, at 1325.

11) RLLI, *supra* note 1, at 391.

12) *Id.* at 387-388.

犠牲者が（加害者である被保険者に保険以外にめぼしい財産がないことにより）当該行為からの救済を得ることがほとんどできなくなるという不幸な結果を招くことになる<sup>13)</sup>。被害者の補償ということを考えると、このような行為に基づく民事責任に対する保険担保であったとしても無効とすべきではない<sup>14)</sup>。ただ、責任保険における免責規定（たとえば、性的悪戯に関する責任の免責規定）のために、そのような状況（すなわち、十分な救済を受けることができない状況）が一定の責任において生じるのも事実である。しかし、だからといって、それが道徳的に非難される行為に基づく責任に担保の提供をすることを禁止することの根拠とはなりえないであろう<sup>15)</sup>。

さらに、故意による損害（intentional harm）を理由とする民事責任に対する担保可能性の問題がある。故意による損害を理由とする民事責任に保険担保を提供することを認めると、民事責任を課すことによる抑止効果や制裁といった目的に対して潜在的な脅威を生み出すことになる。それにもかかわらず、この抑止効果や制裁という目的を害することに対する懸念から、故意による損害から生じるあらゆる責任を担保する保険を包括的に禁止するという状況は導かれない<sup>16)</sup>。それは、多くの事例において、保険があろうとなかろうと不当な行為を行う者の振る舞いに影響を及ぼさないからである<sup>17)</sup>。さ

13) Steven G. Gilles, *The Judgement Proof Society*, 63 WASH. & LEE L. REV. 603 (2006).

14) See, e.g. *Vigilant Ins. Co. v. Kambly*, 319 N. W. 2d 382, 385 (Mich. Ct. App. 1982), *Aetna Life & Cas. Co. (Cas. & Sur. Div.) v. McCabe*, 556 F. Supp. 1342, 1353 (E.D. Pa. 1983), *Grinnell Mut. Reinsurance Co. v. Jungling*, 654 N. W. 2d 530, 538, 541 (Iowa 2002).

15) RLLI, *supra* note 1, at 388.

16) 刑務所で過ごすことの脅威や自身を害することになる懸念等の他の抑止効果が、保険の存在により緩和される民事責任の抑止効果の減少よりも大きく機能することを指摘するものもある。Christopher C. French, *Debunking the Myth That Insurance Coverage Is Not Available or Allowed for Intentional Torts or Damages*, 8 HASTINGS BUS. L. J. 65, 94 (2012).

17) RLLI では、ある者が怒りに乗じて他の者に対して暴行をふるった場合を例に挙げている。このような多くの不当な行為は、潜在的な責任（後に訴えられ



らに、責任保険の存在は、被害者に補償を提供することができるという点で、不法行為法の目的を減ずるといよりもむしろ助長する<sup>18)</sup>。故意による損害に保険担保を提供することはできないとする制定法や裁判所による判断が存在する<sup>19)</sup>のは確かであるが、これらの制定法や判決は一般的に、故意による不法行為 (intentional tort) のための担保を「明確に」提供する責任保険契約に関連して判断されたものではない。

現代の責任保険市場は、故意による不法行為を担保する様々な保険契約を取り扱っている。具体的には、中傷 (defamation)、蔑視 (disparagement)、商標侵害 (trademark infringement)、不正競争 (unfair competition)、不当監禁 (false imprisonment)、雇用上の差別 (employment discrimination)、不当解雇 (wrongful termination)、不当訴追 (malicious prosecution)、プライバシーの侵害 (invasion of privacy)、その他の制定法上の違反などである。したがって、裁判所は一般的に、故意による不法行為に関する事例においてでさえ、これらに関する担保の可能性と伝統的な公序との間の緊張関係に言及することなく、保険者の担保を提供する約束を執行する。

また、一部の故意による損害または不当行為免責に関連して確定判決条項を有効とする事例は、故意による損害に関する責任のための担保を、結果的に認めることになる。というのも、この確定判決条項は、一般的に、被害者からの法的な訴えにおいて被保険者の不当な行為があったことの確定判決がなされた場合にのみ、免責規定は適用されると定めているものである。そして、対象となる訴訟の後に当事者で和解がされた場合、実務ではこの免責条項の適用をしないことにしている。なぜなら、和解は不当な行為の確定判決でないからである。したがって、この確定判決条項があれば、事実上、当該

---

ることで負う損害賠償責任) を担保する保険があるか否かにかかわらず、発生する。RLLI, *supra* note 1 at 388.

18) See, *Yousuf v. Cohlma*, 741 F. 3d 31, 41 (10th Cir. 2014).

19) See, e.g. *Thomas v. Benchmark Ins. Co.*, 179 P.3d 421 (Kan. 2008), *Regence Grp. v. TIG Specialty Ins. Co.*, 903 F. Supp.2d 1152 (D. Or. 2012), *Nat'l Fire Ins. Co. of Hartford v. Lewis*, 898 F. Supp.2d 1132 (D. Ariz. 2012).



免責規定が適用されることはなくなるものといえる<sup>20)</sup>。

### 3 個別の責任に対する担保可能性の有無

以上により、米国においては、防御費用がどのような法的な訴えから生じたものであっても、また民事責任がどのような行為を原因として生じたものであっても、それらに保険担保を提供する責任保険契約は、原則、有効であるという立場が多数派を占めており、リステイトメントにおいてもその立場を45条はとっているということがわかる。ただし、45条1項・2項に明確に規定されているように「制定法や裁判所により示された公序により禁止されている場合を除き」という制限が課せられている。そこで以下では、責任保険契約により担保を提供することが公序に反するか否かで特に議論となっている（議論の蓄積がある）「懲罰的損害賠償（punitive damages）」と「雇用上の差別（employment discrimination）から生じた（使用者の）責任」に焦点を絞って、米国の議論について整理し、分析する。

#### 3.1 懲罰的損害賠償

懲罰的損害賠償とは、不法行為の悪性が特に強い場合に、損害とは無関係に行行為者をまさに懲罰するために認められるものである<sup>21)</sup>。懲罰的損害賠償に保険担保を提供することができるかについては、裁判所の意見も分かれており<sup>22)</sup>、従来から非常に多くの議論がなされている<sup>23)</sup>。

20) RLLI, *supra* note 1 at 388–389. See, Tom Baker & Sean J. Griffith, *Ensuring Corporate Misconduct*, 49, 187 (University of Chicago Press, 2010).

21) 樋口範雄『アメリカ不法行為法 [第2版]』350頁（弘文堂、2014）。

22) See, Catherine M. Sharkey, *Revisiting the Noninsurable Costs of Accidents*, 64 MD. L. REV. 409 (2005).

23) See, e.g., George L. Priest, *Insurability and Punitive Damages*, 40 ALA. L. REV. 1009 (1989), James A. Fischer, *The Exclusion from Insurance Coverage of Losses Caused by the Intentional Acts of the Insured: A Policy in Search of a Justification*, 30 SANTA CLARA L. REV. 95 (1990), Alan I. Widiss, *Liability Insur-*

具体的に、懲罰的損害賠償に保険担保を提供することを認めなかった事例として著名な事件に、Northwestern National Casualty Co. v. McNulty 事件がある<sup>24)</sup>。この事件は、飲酒運転をしていた被保険者が McNulty の車に背後から衝突し、その場から逃げたもので、これにより McNulty は障害の残る脳の損傷を含む重大な人的損害を被った。McNulty は被保険者を訴え、37,500ドルの填補的損害賠償 (compensatory damages) と20,000ドルの懲罰的損害賠償の評決を得たので、保険会社に対して50,000ドルの支払を求めた。これに対し、保険会社は、懲罰的損害賠償は契約条項<sup>25)</sup>の下、または公序を理由として、回復できないものであると主張して支払を拒んだ。

McNulty 事件を担当した Wisdom 裁判官は、自動車事故による死亡や損傷は交通規制でも刑事訴追でも少しも解決されない問題であることを前提に、社会的に責任感のない運転手が懲罰的損害賠償における個人的な処罰の要素を免れることを許すことはできないという特別に強い公序が存在すると結論づけた<sup>26)</sup>。そして、その理由として、Wisdom 裁判官は次のように判示した。損害賠償の負担を保険会社に移すことを不当な行為者に許すことは懲罰的損害賠償の処罰的目的を蝕むことになる<sup>27)</sup>。また、懲罰的損害賠償の負担から不当な行為者が解放されるとなると、一般公衆を抑止する例を欠くことになる。有罪判決や州への罰金の支払は不当な行為者の社会に対する贖罪にはなるかもしれないが、他者の行為に対する十分な抑止効果を持たないである

---

*ance Coverage for Punitive Damages—Discerning Answers to the Conundrum Created by Disputes Involving Conflicting Public Policies, Pragmatic Considerations and Political Actions*, 39 VILL. L. REV. 455 (1994), Tom Baker, *Reconsidering Insurance for Punitive Damages*, 1998 WIS. L. REV. 101 (1998).

24) 307 F. 2d 432 (5th Cir. 1962).

25) 当該責任保険契約は標準的なもので、「保険者は、人身損害や財産に対する損害または破壊を理由に、被保険者が損害賠償として支払をする法的な義務を負った総額 (all sums) を、被保険者のために支払う責任を負う」というものであった。

26) 307 F. 2d at 441.

27) *Id.* at 440.

う<sup>28)</sup>。さらに、保険者は高い保険料をとおして一般公衆に懲罰的損害賠償に係る相当な費用を移すだけであり、したがって、社会全体で被保険者個人により引き起こされた不当な行為に関する負担を背負うことになるため、そのような不当な行為を慎もうという個人のモチベーションは低くなる。そこで、懲罰的損害賠償の抑止効果を十分に機能させるには、懲罰的損害賠償の責任を一般公衆に移すことで、不当な行為を行った運転手に保険を購入することによるたなぼた (windfall) を得ることを許してはいけない<sup>29)</sup>。

これに対して、懲罰的損害賠償に保険担保を提供することを認めた著名な事例として、Lazenby v. Universal Underwriters Insurance Co. 事件がある<sup>30)</sup>。この事例も飲酒運転の事例であり、被保険者は交通事故を引き起こし、未成年者である Lazenby に人的損害を与えた。Lazenby は懲罰的損害賠償1,087ドルを含む4,000ドルの損害賠償を負うことになったが、被保険者の保険会社は懲罰的損害賠償の部分についての支払を拒んだ。訴訟が提起されたテネシー州においても、懲罰的損害賠償は不当な行為を処罰し、他者を抑止することを目的として認められているが、本事件の裁判所は、次のように判示して McNulty 事件の抑止効果の理論的根拠に強い疑いを示し、McNulty 事件とは反対の結論を下した。我々は、懲罰的損害賠償への支払を保険市場が扱わなくなることにより、必然的に社会的に無責任な運転手の不当な行為に対する抑止的效果が達成されるとは思えない<sup>31)</sup>。また、裁判所は反対の結論を下す理由として次のようにも述べた。保険証券における標準的な形式の文言について、従来から裁判所は填補的損害賠償も懲罰的損害賠償もともに担保するものと解釈されてきた。したがって、その文言を読む平均的な保険契約者は、意図的に引き起こされたのではない限り、すべての請求に対して保護

28) *Id.* at 441-442.

29) *Id.* at 442.

30) 383 S. W. 2d 1 (Tenn. 1964).

31) *Id.* at 5.

米国における責任保険契約の担保可能範囲について

されるものと期待するであろう<sup>32)</sup>。そして、単なる過失と懲罰的損害賠償が課されるような過失との間には明確な境界線が示されなければいけない<sup>33)</sup>。

以上、古い事例ではあるが、いまだにリーディングケースとなっている2つの事例を紹介した。このように懲罰的損害賠償に担保を提供する責任保険契約の有効性に関しては、現代においても裁判所は統一した見解を示しているわけではない。多くの裁判所は、その有効性を肯定している（公序を理由に無効とはしていない）が、McNulty 事件や Lazenby 事件のように被保険者自らが行った不当な行為から負うことになった懲罰的損害賠償（direct punitive damages）に関する責任保険は、公序に反して無効とする裁判所も少なくない<sup>34)</sup>。このような懲罰的損害賠償のための保険を禁止する裁判所は、この理由として抑止効果および懲罰の必要性をあげる。故意による損害から生じる責任の保険と同様、これらの理由は懲罰的損害賠償が課されるあらゆる事例に等しく適用されるわけではない（されるべきではない）。懲罰的損害賠償の抑止効果はときどき不当な行為を避けるよう合理的な注意を払うインセンティブを当事者に作り出すために必要である。そして、ときに責任保険契約における保険給付はそのインセンティブの効果を阻害することがある。しかしながら、懲罰的損害賠償に保険担保を提供する責任保険の存在は、例えば酒気帯び運転や刑事上の処罰のある犯罪行為において、被保険者の振る舞いに何らかの影響を与えることはほとんど、または全くないといわれている。

また、懲罰（報復）の必要性（懲罰主義または報復主義）を理由に、懲罰的損害賠償はより悪質な不当行為による結果により厳しい責任を課しているのに、保険はその結果による激痛を減らすことになると主張されることがある。しかしながら、懲罰的損害賠償のための保険が利用可能であると懲罰的

---

32) *Id.* at 5.

33) *Id.* at 5. これは、どちらに入るか不明確なものを懲罰的損害賠償が課される過失の側に分類してはいけないという意味であるものと思われる。

34) Sharkey, *supra* note 22 at 409.

損害賠償の懲罰的目的が促進されることになることを考えることもできる。特に、加害者（不当な行為者）が実質的に懲罰的損害賠償のための財源を欠く場合にである。というのも、懲罰的損害賠償の責任に対する保険の利用可能性は、原告（被害者）に、不当な行為を行った者に対して訴訟を提起するモチベーションを与え、そして、それにより懲罰の主要な目的の1つであるその人物の評価を世間に知らしめることができるからである<sup>35)</sup>。

さらに、懲罰的損害賠償の責任に保険をかけることは州の公序に違反するとする判決は、しばしば他の法域において保険契約を締結することを被保険者に促すだけで、なんの効果も持たないといわれている。特に、大きな組織や富裕者は直接的な懲罰的損害賠償をカバーする保険を獲得することができる。そのような保険契約者は、好ましい準拠法や裁判地を選択できる規定や確定判決条項を含む保険契約を購入する。ときどき、この保険は他の法域で購入される。これは次のことを意味する。すなわち、懲罰的損害賠償に担保を提供する保険を禁止することは、主に個人や中小規模の企業に対してなされる法的な訴えに対し影響を及ぼすだけであり、その多くが保険を利用できない結果、賠償資力不足になるであろうから、その保険から理論的に生じるであろうあらゆるインセンティブ効果に影響を及ぼさないであろう<sup>36)</sup>。

懲罰的損害賠償には、McNulty 事件や Lazenby 事件のように被保険者自らが行った不当な行為から負うことになった懲罰的損害賠償（直接的な懲罰的損害賠償）だけでなく、従業員が行った不当な行為等により使用者が、代位責任（imputed liability）や使用者責任などを理由に、懲罰的損害賠償を負わされる場合（間接的な懲罰的損害賠償の場合）がある。このような間接的な懲罰的損害賠償に担保を提供する責任保険契約の有効性については、直接的な懲罰的損害賠償に関する責任保険契約の有効性を否定する裁判所であっても、その多くが肯定する立場をとっている。使用者の代位責任に関しては、雇用上の差別の問題にも関係しているので、次節で取り扱うこととする。

35) RLLI, *supra* note 1 at 390.

36) *Id.* at 390.

## 3.2 雇用上の差別を理由とする民事責任

### (1) 使用者の代位責任

雇用上の差別を理由とする民事責任についても、責任保険契約により保険担保を提供することが可能か（公序に反しないか）について、裁判上も学説上も盛んに議論がされている。

これに関して、裁判所は、使用者が、彼らの従業員により引き起こされた故意による不法行為の結果として、代位的に課される責任に対して保険担保を提供する責任保険は、公序を理由とする免責の例外として、有効であると判断する<sup>37)</sup>。代位責任は使用者と従業員とのエージェント関係を理由に使用者が負う責任である。使用者は自分自身の行為によるのではなく、エージェント（従業員など）の行為により責任を負わされる<sup>38)</sup>。そこで、裁判所は次の2つの理由で（公序を理由とする免責に対する）代位責任の例外を認める（これらの理由は互いに保険が被保険者の意図的な不当行為を助長するかどうかに関係している）。1つ目の理由は、公序は被保険者が自身の意図的な不当行為に対して保険を得ることを禁止しているのであって、他の誰かの意図的な不当行為に対してではない。この状況において、不当な行為はエージェント（従業員など）により引き起こされているのであって、責任保険契約の被保険者である使用者によってではない、というものである。2つ目の理由は、エージェント関係に基づき使用者に課される責任に対する保険は、必ずしも使用者の意図的な不当行為のために保険担保を提供するわけではない、というものである<sup>39)</sup>。

---

37) *See, e.g., Dart Indus., Inc. v. Liberty Mut. Ins. Co.*, 484 F. 2d 1295 (9th Cir. 1973), *Perl v. St. Paul Fire & Marine Ins. Co.*, 345 N. W. 2d 209 (Minn. 1984), *Leon Lowe & Sons, Inc. v. Great Am. Surplus Lines Ins. Co.* 572 So. 2d 206 (La. Ct. App. 1990).

38) *Gallagher, supra* note 9 at 1277.

39) *Id.*, at 1277-1278.

## (2) 使用者の過失のある監督責任

また、裁判所は、使用者が彼らの従業員に対し過失のある監督 (negligent supervision) を行ったために負うことになった責任に対して、保険担保を提供する責任保険契約の有効性を認める<sup>40)</sup>。この過失のある監督責任は従業員が故意による不法行為を犯さないようにしなければならなかったのに、使用者がそれを怠ったことから生じるものである。過失のある監督責任の事例においては、使用者の責任は自身の不当な行為、すなわち、従業員の不当な行為を防止する適切な措置を取らなかったことから直接的に負わされるのであって、使用者と従業員とのエージェンシー関係からではないという点で代位責任とは異なる。しかし、過失のある監督責任に担保を提供する保険に、公序により禁止される不当な行為を促進する効果があるとは考えられないという点は、代位責任と変わらない。過失のある監督責任に担保を提供する保険は、使用者や従業員を、自身の不当な行為を理由とする責任から保護するわけではない。従業員が意図的に使用者が責任を負うような損害を引き起こしたか否かにかかわらず、当該使用者は当該従業員の行為を防げなかったことに過失があるだけである。したがって、過失のある監督責任に担保を提供する保険により、使用者が従業員の監督に関して不注意に行動する可能性が生じることは否定できないけれども、それは意図的な不当行為を助長するものではないから、公序に違反するとはいえない<sup>41)</sup>。

## (3) 代位責任または過失のある監督責任といった例外の適用範囲

以上のような代位責任や過失のある監督責任に対する責任保険契約の有効性が否定されないのは、意図的な不当行為を行ったのが被保険者である使用者ではなく、従業員だからである。したがって、裁判所は、このような例外的な状況 (すなわち、不当な行為により発生した責任を担保する保険である

---

40) See, *Seminole Point Hosp. Corp. v. Aetna Cas. & Sur. Co.*, 675 F. Supp. 44 (D. N. H. 1987).

41) Gallagher, *supra* note 9 at 1280-1281.



のに、公序を理由にその有効性を否定しないこと）は、使用者個人が不当な行為を行っていない事例に限定したり<sup>42)</sup>、使用者が不当な行為に関与していない限りにおいて、代位責任や過失のある監督責任に対する保険は公序に反しないと述べたりする<sup>43)</sup>。そうすると、どのような場合が使用者個人が不当な行為を行ったことになるのか、または不当な行為に関与したことになるのか、が問題となる。特に使用者が自然人でない場合（例えば会社とかパートナーシップの場合）、使用者自身が不当な行為を行うことはありえないので、どのような人物（自然人）のどのような行為が使用者自身が不当な行為を行った（または不当な行為に関与した）といえるのであろうか。そこで、この問題については、従業員等のハラスメントにより使用者が責任を負う場面において、当該責任に担保を提供する保険が有効であるか否かを扱った具体的な裁判例を参考に検討を行う。

#### (4) 責任保険契約の有効性が争われた3つの事例

ここでは、従業員のハラスメントにより使用者が被った責任を担保する保険契約の有効性が争われた3つの事例を確認する。

1つ目は、*Seminole Point Hosp. Corp. v. Aetna Cas. & Sur. Co.* 事件である<sup>44)</sup>。これは、労働者災害補償保険及び使用者賠償責任保険により、病院の院長が彼の秘書に対して行ったセクシャルハラスメントの責任に関して、病院は担保を取得できるかが争われた事例である。本件の裁判所は、本件の保険契約は、保険担保が約定による故意の不当な行為免責のもと免責されるから、「当該院長」に対して担保を提供しないと判示した。しかしながら、裁判所は、病院がハラスメントを認める際に、故意にまたは著しく悪質な過失により行動したということを証明しない限り、当該病院は、「過失の

---

42) *See, Arenson v. National Auto. & Cas. Ins. Co.*, 45 P. 816, 818 (Cal. 1955).

43) *See, e.g., McNulty*, 307 F. 2d at 440, *Beaver v. Country Mut. Ins. Co.*, 420 N. E. 2d 1058 1061 (Ill. App. Ct. 1981).

44) 675 F. Supp. at 44.

ある監督」や何が起きているかを見つけるための調査を行うことを怠ったということを理由に本件の保険契約のもと補償されうると判断した。したがって、裁判所は、院長の故意のセクシャルハラスメントという行動は当該病院の故意の行動を構成せず、当該病院が意図的にハラスメントを惹起した場合のみ、約定免責により担保は提供されないものとなると判断した<sup>45)</sup>。

Seminole 事件の裁判所は、病院は院長の秘書に対するセクシャルハラスメントを防止できなかったことにつき単に過失があっただけなので、当該保険契約の条項のもと、病院の責任に保険担保を提供することは可能であると判断しており、結果として、使用者のセクシャルハラスメントに対する責任に担保提供する責任保険の有効性を認めて公序を理由とする免責の例外を採用した。

2つ目は、Coit Drapery Cleaners, Inc. v. Sequoia Insurance Co. 事件である<sup>46)</sup>。この事件で、カリフォルニア州上訴裁判所は、会社の社長により行われたセクシャルハラスメントの結果として、会社が負うことになった責任を担保する会社の企業総合賠償責任保険が有効である否かを判断した。Coit Drapery 事件の原告は、100万ドルをわずかに超える額でセクシャルハラスメントの請求を和解し、保険会社に対して705,000ドルの支払を求めたが、保険会社は、セクシャルハラスメントの責任は、その保険担保が公序に反することを理由に、本件保険契約において担保提供されないとして支払を拒絶した。

裁判所は、カリフォルニア州保険法533条を採用し、原告及び会社の請求を否定し、カリフォルニア州保険法533条やそれが示す公序は、故意のセクシャルハラスメントに関する責任を保険者に移すことを禁止していると結論付けた<sup>47)</sup>。

Coit Drapery 事件では、本件の会社は過失のある監督責任の主張はしてお

---

45) 675 F. Supp.at 46-47.

46) 18Cal. Rptr. 2d 692 (Ct. App. 1993).

47) *Id.* at 698.

らず、また、当該ハラスメントは特に悪質で、会社の取締役会も社長の行為を容認または是認していたため、裁判所は過失のある監督責任という例外を採用しなかった。さらに、社長には「dirty old man」という評判が十分に確立されており、女性従業員に繰り返し、そして意図的にセクシャルハラスメントを行っていた。そして、より重要なことに、当該社長は会社の創設者であり、主要株主であり、取締役会の議長でもあった。本事件の裁判所は、当該社長と会社の経営陣との密接な関係を、社長のハラスメント行為における長年の容認とともに、過失のある監督責任という例外を理由として、保険担保を認めることを否定する主要な要因として言及した<sup>48)</sup>。前述の Seminole 事件とは異なり、Coit Drapery 事件の裁判所は、本件の使用者は当該社長と異なる実体ではなく、当該社長のハラスメント行為を容認または是認することで、使用者はそれ自体が暗黙のうちに故意の不当な行為に従事していたということを強調した。

最後に、3つ目として、Continental Insurance Co. v. McDaniel 事件を挙げる<sup>49)</sup>。McDaniel 事件では、コーヒーショップの2人のオーナーの1人が行った故意のセクシャルハラスメントを理由とする責任に、企業総合賠償責任保険の保険担保が提供されるかが問題とされた。保険会社は、損害が被保険者の立場から「予想どおりのまたは意図的な」ものであるから、セクシャルハラスメントは保険契約における担保の対象となる「保険事故」に該当しないと主張して、担保の提供を否定した。本件の裁判所は、契約の趣旨および故意の不当な行為に関する保険を禁止する公序は、保険会社が損害賠償を支払うことを見越して不当に行動することを防止するものであるとし、それゆえ保険会社は共同所有者を補償する必要はないと判示した<sup>50)</sup>。

McDaniel 事件では、2人のオーナーはただのパートナーではなく、兄弟であり、彼らは直接的に互いを監督していた。それゆえ、ハラスメント行為

---

48) *Id.* at 699.

49) 772 P.2d 6 (Ariz. Ct. App. 1988).

50) *Id.* at 9.

に責任を負う個人と経営陣との間に区別はなく、一人のオーナーが他のオーナーのハラスメントを防止するために監督する機会もあった。さらに、ハラスメントは悪質なもので、1年以上継続されていた。したがって、Coit Drapery 事件と同様、裁判所は、使用者は、差別に関する責任を負う個人と区別された実体ではなく、当該ハラスメントは使用者がそれを容認または是認していたと判断されるに違いないほど知れわたっていたものと判示した<sup>51)</sup>。

## (5) 分 析

以上で確認した3つの事例について以下では分析を行う。

Seminole 事件は、病院の院長による秘書に対するセクシャルハラスメントを病院が過失により許したことにより、病院が被った責任に担保を提供する保険を有効とした。これに対して、Coit Drapery 事件と McDaniel 事件は、次の2点を重視して過失のある監督責任という例外を制限し、責任保険契約の有効性を否定した。1つ目は、ハラスメントを事業のオーナーが行っているため、使用者（会社）は当該人物のハラスメントを「監督する」立場ではない（すなわち、ハラスメントを行っている本人そのもの）といえる場合、例外は適用されないと判示している。2つ目に、使用者の不作为（ハラスメントを防止しなかったこと）は単なる過失の域を超えており、そのような使用者によるハラスメント行為の黙示の容認は保険担保の有効性を否定する。

これらの裁判所は過失のある監督責任という例外の範囲のみを判断したものであるけれども、裁判所は代位責任の範囲を考慮する際にも同様に、これらの事件のロジックを採用すべきである。というのも、代位責任も過失のある監督責任も同じ理論的根拠を有するからである。

以上から、裁判所が、セクシャルハラスメントを理由として負う責任に担保提供をする保険を有効とすべきか否かを決定する際に、取り組む問題としては、従業員のハラスメント行為への使用者の「関与」が、使用者の意図的

---

51) *Id.* at 8.

米国における責任保険契約の担保可能範囲について

なハラスメントであるといえるほどのものか、それともハラスメントを防止しなかった単なる過失による懈怠程度のものなのかという点である。

差別的な行動をとる個人が実質的に使用者であるといえるのならば、代位責任や過失のある監督責任を適用する際の理論的根拠は適用されない。すなわち、使用者が従業員やエージェント個人の意図的な差別的行為を防ぐことができないならば、そして差別的な行動を行う個人が使用者の責任を担保する保険の利用可能性から個人的な利益を得ることができるならば、そのとき保険の利用可能性は個人の意図的な差別を促進するものと思われる<sup>52)</sup>。

使用者と従業員個人に実質的な区別がないといえる場合、すなわち差別を行う個人が当人に対しペナルティを課すか否かの使用者の決定を支配している場合、または保険の利用可能性から個人的に利益を得ている場合、使用者の責任のための保険契約は、故意の差別的な行動に基づく責任に対する個人的な保険に似ている。すなわち、支配権を有する従業員は、会社における投資の損失は保険により保護され、会社が求償といった内部的処罰を課してくることがないことを彼が知っている場合、抑止的效果におびえることなく差別し得るからである。

Coit Drapery 事件や McDaniel 事件は、ハラスメントを行っている者が会社またはパートナーシップに対して相当な支配権を有しており、それらの責任を担保する保険の利用可能性が彼らに個人的な利益を与えるというものであった。Coit Drapery 事件および McDaniel 事件は、責任のある個人と使用者との間に実質的な区別が存在するかどうかを裁判所が決定する際に考慮すべき2つの要素を提案した。1つ目は、裁判所は会社等における個人の地位を考慮すべきであるということである。従業員が会社等において低い地位の者であるならば、差別を行った従業員にペナルティを課すか否かの使用者の決定に当該個人が影響を及ぼすことができるということはありそうもない。その場合は、会社等の責任は、差別を行う会社等の決定というよりは監督し

---

52) Gallagher, *supra* note 9 at 1315.

なかったことの責任である。これに対して、高い地位の者が責任を負う場合は、使用者の責任とみることができる。なぜなら、差別の責任を負う個人の地位が高ければ高いほど、当該個人は使用者の振る舞いとして差別を行っていたといえそうであるからである。2つ目は、より重要で、差別を行った個人が会社にオーナーシップを持っているといえるかどうかである。使用者を責任から守ること（すなわち、損害賠償責任を保険金により埋め合わせることに）に差別を行った個人が実質的な財産的利益を有している場合、例えば、個人が会社等の損失や利益をダイレクトに受けるパートナーや主要株主である場合、保険の存在は差別を行うかどうかの当該個人の決定に影響を及ぼすといえる。

保険の有効性を考慮する裁判所は、使用者が意図的に監督しなかったかどうか、使用者が従業員の差別的行為を指図したかどうかも考慮しなければならない。Coit Drapery 事件では、取締役会は会社の社長によるハラスメントに加担していたという直接的な証拠もなければ、取締役会が社長のハラスメントを明示的に容認していたという証拠もない。しかし、ハラスメント行為は長く継続的に行われていたのであり、取締役会のメンバーは明らかにそのことを知っていた。さらに、社長には「dirty old man」という評判が十分に確立されており、周知の事実であった。これらが裁判所に会社は社長のハラスメントを容認していたと判断させた。

また、従業員がハラスメントの状況に対して繰り返し苦情を述べていたことや、使用者は繰り返し差別に関して責任を負わされていたのに、それを改善する手立てを何もしなかったことも重要なポイントであった。すなわち、使用者が、苦情に対する効果的な手続きを作成し、セクシャルハラスメントについて苦情を述べた者に迅速に対応し、セクシャルハラスメントを行わないことの重要性について従業員を教育していたのならば、使用者が意図的に監督しなかったと結論付けることを裁判所は躊躇するであろう。反対に、使用者がハラスメントの苦情を繰り返し無視する、費用が掛かるのでハラスメントに関するセミナーを開催しない、ハラスメントに対する効果的な手続き

の採用を拒絶するのならば、使用者は意図的にハラスメントを防止しなかったと判断されるであろう<sup>53)</sup>。

#### 4 若干の検討

以上の分析から、米国法について若干の検討を行う。米国法では、制定法や約款に明確に禁止することを規定する場合、または公序を理由として禁止する場合を除いて、あらゆる法的な訴えに対してかかる防御費用を担保する責任保険契約や、原因のいかんを問わず生じた民事責任について担保する責任保険契約を有効としており、適用範囲が（我が国に比べて）広い印象を受ける。おそらく、防御費用に関しては、問題となる保険契約でそれを担保することが規定されていると解釈されるのならば、公序を理由に禁止されるということはまずないであろう。また、我が国であれば免責規定が設定されそうな行為（例えば酒気帯び運転）を原因として発生する民事責任についても、必ずしも公序を理由に無効とされず、担保の対象とされている点が興味深い<sup>54)</sup>。

米国において、責任保険契約上は担保範囲に含まれていそうでも、公序を理由として保険担保を無効とする主な理由としては、保険の存在により不当な行為を防止するという抑止効果が働かなくなること（または不当な行為の発生を助長すること）を防止することであった。その意味では、責任保険のようなサードパーティー保険は、火災保険や生命保険のようなファーストパーティー保険と違い、直接的に被保険者が利得することはないので、モラル・ハザードの問題は生じても、モラル・ハザードの問題は（被保険者と被害者が結託している場合は別だが）生じにくいであろう。したがって、責任保険においては、ある程度広い範囲に（例えば懲罰的損害賠償のような民事責任に対してまで）利用可能であったとしても、積極的に不当な行為を発生させるといったことはないのかもしれない。むしろ、被害者の救済という責任

53) Gallagher, *supra* note 9 at 1318-1319.

54) 適用範囲が広い分、保険金額は我が国に比べて低い印象も受ける。



保険契約の副次的効果のことを考えると、利用範囲が広い方がよいであろう。しかし、責任保険であっても被保険者は賠償責任から解放されるという意味では利益を受けているわけであるし、度を越えたモラル・ハザードはやはり問題であろう。したがって、米国法が公序を理由に一定の制限を課しているのは妥当な方法である。

本稿では、代位責任や過失のある監督責任の場合には、従業員の故意による不法行為（例えば意図的な差別的行為やセクシャルハラスメントなど）により使用者の責任が引き起こされたとしても、原則としてそれに担保を提供する責任保険契約は有効であるが、例外的に当該従業員の行為は使用者の行為と同視し得る場合や、使用者が関与していたといえる場合は、公序を理由として無効としているということを確認した。この点、米国法では、使用者が責任保険により補償されると、故意による不法行為を行った従業員（というか経営者や実質的支配者）が利益を得ることになる（そして、それゆえそのような不法行為を行わないというインセンティブを阻害する）ことを、特に問題視していることを知ることができた。Coit Drapery 事件や McDaniel 事件などをみると、例外（すなわち、不当行為者の行為を使用者の行為とみなす場合や、不当行為者の行為に使用者が関与していたといえる場合）の適用範囲はかなり狭そうであるが、責任保険契約の機能を考えると、狭く解されるべきものであると思われるため、米国法のこの立場は理解できるものといえる。

## 5 おわりに

以上により、本稿では、責任保険法リステイトメントを参考に、米国における責任保険契約の担保可能性について分析・検討を行った。米国法の議論は興味深いものであったが、米国法の事情は我が国の事情とは異なる点も多い（例えば、懲罰的損害賠償が我が国にはないこと、我が国では免責の対象となりそうなものについてまで保険担保を認めていること等）、米国法から得た示唆をそのまま我が国で活用するというわけにはいかないであろう。

米国における責任保険契約の担保可能範囲について

したがって、我が国において、どのような議論に、どのように利用できるかについて、さらなる検討を行う必要があるが、本稿ではそれは行わなかった。したがって、この点については今後の研究課題としたい。

(筆者は岩手大学教授)